

石垣市立学校施設の社会教育による長期使用に関する要領

平成 30 年 4 月 1 日
石垣市教育委員会教育長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、石垣市立学校施設の使用に関する規則(昭和 48 年石垣市教育委員会規則第 17 号。以下「規則」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、社会教育による学校施設の長期使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において「社会教育」とは、石垣市放課後子ども総合プラン石垣市行動計画(平成 29 年 11 月 7 日石垣市教育委員会教育長決裁)、石垣市教育委員会いきいき学び課が推進する事業又は石垣市社会教育関係団体登録制度に関する要綱(平成 30 年石垣市教育委員会告示第 2 号)の規定により登録された団体が実施する事業をいう。

(使用許可の申請)

第 3 条 社会教育による長期的な目的外使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、社会教育に係る学校施設使用許可申請書兼許可証(様式第 1 号)を石垣市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 4 条 教育長は、学校施設の使用を許可したときは、前条の社会教育に係る学校施設使用許可申請書兼許可証の許可欄を記入し、申請者に交付するものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の使用許可について、社会教育に係る学校施設使用許可条件(様式第 2 号)により条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第 5 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校施設の使用を許可しない。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公序良俗に反し、又は公共の福祉に反するおそれがあるとき。
- (3) もっぱら私的営利を目的とするとき。
- (4) 学校施設の管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し)

第 6 条 教育長は、学校施設の使用を許可した後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 様式第 2 号で定める許可の条件に従わないとき。
- (3) 学校の用に供するため必要が生じたとき。

(使用の変更)

第 7 条 学校施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、その旨を教育長に申し出なければならない。

(使用の取消し)

第 8 条 使用者は、学校施設の使用を取り消そうとするときは、すみやかに社会教育に係る学校施設使用取消届(様式第 3 号)を教育長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用の許可を受けていない学校施設を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに学校施設にはり紙をし、又は釘類を使用しないこと。
- (5) 学校施設をき損又は滅失したときは、ただちに校長に報告すること。
- (6) 許可を受けずに物品を販売しないこと。
- (7) 前各号に掲げるものを除くほか、教育長が指示したこと。

(使用者の制限)

第10条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する者を参加させてはならない。

- (1) 伝染病の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすと認められる者
- (3) 秩序又は風俗を乱すと認められる者

(取締り責任者の設置)

第11条 使用者は、必要に応じて教育長の指示によって取締り責任者を置き、参加者を取締まらなければならない。

(使用後の手続)

第12条 使用者は、学校施設の使用が終わったときは、ただちに係員の指示に従い、当該学校施設を現状に復さなければならない。

2 使用者は、前項に規定する事項を実施した後、当該学校の係員の検査を受け、学校施設の引継ぎを完了しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者、学校施設をき損し、又は滅失したときは、ただちに原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。